

(契約の変更)

第6条 本契約のいかなる変更も、甲及び乙の権限ある代表者又は代理人が記名押印又は署名した書面によらない限り、効力を有しない。

(完全合意)

第7条 本契約は、その作成日現在における対象事項についての甲乙間の合意内容のすべてを規定したものであり、本契約作成日以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項又は一方当事者から相手方に提供された資料、申入れその他の通信と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

(権利義務等の譲渡禁止)

第8条 甲及び乙は、事前の書面による他当事者の承諾を得ることなくして、本契約書に基づく権利若しくは義務又は本契約書上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(有効期間)

第9条 本契約は、別途甲乙間で特段の取り決めをしない限り、甲の秘密情報を初めて乙に開示した日より発効し、本件認証業務が終了した時から5年が経過した時点で終了する。

(準拠法)

第10条 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる各本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【書面での契約の場合】

以上、本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ各一通を保有する。

【電子契約の場合】

甲及び乙は、本契約の成立を証するため、本電子契約ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

* 日付は認証機関で記入

社
印

甲 東京都〇〇区△△三丁目2番1号
□□産業株式会社
代表取締役社長 責任 太

所属、役職名必須

社印と責任者印、または役職印必須

乙 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

印
印